



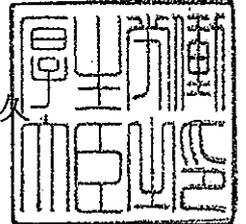
厚生労働省発基1202第1号

平成28年12月2日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 通勤災害保護制度の対象となる介護の範囲の見直し

孫、祖父母及び兄弟姉妹について、同居及び扶養の要件を削除すること。

第二 職場意識改善助成金の支給要件の追加

職場意識改善助成金の支給に当たり、中小企業事業主が作成する労働者災害補償保険法施行規則第二十八条第一号ロの規定に基づく計画に記載する労働時間等の設定の改善のための措置に、終業から始業までに継続した休息時間を確保する措置を追加すること。

第三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十九年一月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。 (附則第二項関係)